

匠瑳市過疎地域持続的発展計画（素案）に対する 意見記入用紙

市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき一部過疎地域として指定された旧野栄町の区域について、活性化を図るために必要な各種施策を定める匠瑳市過疎地域持続的発展計画の策定に取り組んでいます。

より良い計画とするため、計画の素案に対する御意見をお寄せください。

意見の内容

住所		ふりがな 氏名	
----	--	------------	--

※意見を提出できる方は、市民、市内の事業者、市内に通勤・通学している方となります。

※意見募集期間は、令和4年12月5日（月）から令和5年1月6日（金）までです。

※意見募集期間内に提出された意見（住所及び氏名の記載がないものを除く。）は、意見に対する市の考え方と併せて市ホームページで公表します。なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。